

大島町地域活性化起業人募集要領

大島町では、令和3年度以降、総務省の地域活性化起業人を活用し、本町独自の魅力や価値の向上につなげる取り組みを開始しております。

この取り組みに対し、ご支援ご協力いただける企業を次のとおり募集します。

1 事業概要

本町と三大都市圏内の企業との間で社員の派遣と町の指定する業務への従事に関する協定を締結したうえ、当該企業の社員（三大都市圏内に本社を有する企業の場合は、地方の支店等の社員も可）を派遣していただきます。派遣された社員は、本町において、そのノウハウや知見をいかし、次の各分野に係る業務に従事していただきます。

- 2 募集分野 ① I C Tや新技術を活用した行政分野及び内容
- ・地方創生の推進に関する取組への助言等
 - ・行政事務の効率化、共同化に向けた取組への助言等

- 3 募集定員 1名

- 4 業務期間 6カ月以上3年未満（ただし、令和7年度以降は、予算成立を条件とします。）
- ※業務期間のうち、本町における業務従事日数は、本町における1カ月間の開庁日のうち概ね半数以上を希望します。

- 5 受入年度 令和6年度以降（受入れの開始月日は、協議のうえ決定します。）

- 6 費用負担 社員の派遣・従事等に要する費用として、町が企業に対し年額560万円を限度として負担します。（派遣の開始が年度途中の場合は、月割りにより計算することとします。千円未満の端数切捨て。）

- 7 協定書案 別添1のとおり。

- 8 募集期間 令和6年2月26日（月）から募集定員に達するまで。

- 9 申込手続 別添2の申出書により、メール又はFAXで送信してください。また、送信した旨の電話連絡を併せてお願いいたします。

- 10 その他 地域活性化起業人の要件等の詳細は、「地域活性化起業人制度推進要綱」（別添参照）の定めるところによることとします。

- 11 申込み（問合せ先） 大島町役場総務課電子計算係
〒100-0101 東京都大島町元町1-1-14
TEL：04992-2-2434 FAX：04992-2-4430
E-mail：c020501@town.tokyo-oshima.lg.jp